

本部規約に関するお知らせ

横浜市アマチュア無線非常通信協力会本部規約第6条および、その関連記載事項につきましては、現在、入会登録票（入会申請書下部）の本部への提出方法が、区役所を経由しない実状を鑑み、その改正を本部に打診中です。

従いまして、本部規約第6条の「本会に入会しようとする者は、区役所及び支部長を経由して会長に書面により申し込まなければならない。ただし、満18歳未満の者については、別に定める様式により保護者の承諾書を提出しなければならない。」という文面には「区役所」という文言がありますが、実際は年に一度、区役所を通さず会員名簿により報告しています。

なお、横浜市消防団員等公務災害補償条例（平成9年10月横浜市条例第60号）が、支部長の入会登録票受理日より適用されます。

【参考】

http://www.city.yokohama.lg.jp/ex/reiki/reiki_honbun/g202RG00001073.html